



遠い空から

～元気に頑張っています～

新潟県弁護士会会員
→愛知県弁護士会会員

法テラス佐渡法律事務所
→法テラス三河法律事務所

北浦 結花(72期)
Kitaura Yuka



1. 経歴

私は2年間東京の桜丘法律事務所で養成を受けたのち、法テラス佐渡法律事務所に2年間赴任しました。そして、2024年4月から法テラス三河法律事務所で勤務しています。

2. 佐渡の状況

佐渡は島社会で、人間関係が密です。集落、五人組等の文化が残っており、苗字のほかに屋号もあります。債務整理では親族を援助するため借入を重ねたり、知人の保証人になってしまった事案を多く見ました。借りたお金は返したい、と生活を後回しにして返済を続けている人もいました。同じ集落の人に知られたくないで破産はできない、と言う人もいました。人間関係が密だからこそ、皆この地域で生きていくために必死でした。佐渡の福祉機関の人はそのような人たちを弁護士につなげ、一緒になって説得してくれました。

後見人、相続財産管理人の事案が多く、債務整理、離婚、相続、損害賠償事件などの民事事件、刑事事件と続きました。高齢化が進み、福祉の役割が大きくなる一方、空き家問題・過疎化が深刻化していました。爆サイ(地域特化型のインターネット掲示板)に書きこみをされた名誉毀損事件、消費者事件、特定商取引法違反事件もありました。法テラス佐渡には2名の弁護士が在籍し、週2日ずつ相談担当日を設けていましたが、相談枠は連日いっぱいでした。

3. 佐渡の刑事事件

赴任時、福祉機関のきめ細やかなネットワークに驚くと同時に、刑事事件という観点からは、まだネットワー

クが薄いように感じました。私は何度か市職員の方に更生支援計画の作成、情状証人の出廷をお願いしました。

軽微な事案でもすぐに勾留されてしまい、地元テレビが全件実名報道するため島全体に知れ渡ります。準抗告を申し立てると書記官が船で本土まで準抗告申立書を持って行かなければならぬため、船の時間も考慮しなければなりません。身体拘束によって当事者が被る不利益は比にならないと思い、通ると思った事案では準抗告の申立てをしました。佐渡にいる間、数回準抗告が通りました。

4. 印象に残っている事件

(1) 来所しない依頼者

被告人国選で高齢の一人暮らしの方の酒気帯び運転事件を受任しました。本人に電話し打合せ日程を決めたものの、当日、本人は来ませんでした。連絡もありませんでした。その後も電話に出ず、手紙を出しても返答はありませんでした。裁判も近づいているのに、自分のしたことに向き合えていないんだなと思っていました。

自宅に行くしかないとと思っていた矢先、たまたまかけた電話に妹と名乗る人が出ました。電話が通じないので心配で他県から来たら兄が倒れていた、裁判のことは知らなかったというのです。また、兄が打合せに行けなかったことを気にしている、はって電話のところに行こうとしたようで電話近くで倒れていた、と言いました。私は何も分かっていないかったと思いました。

(2) 福祉を拒む依頼者

本人は前科前歴もない人でした。後から認知症を発症していたことが分かりました。福祉機関の人と何回か自宅を訪問しましたが、本人は福祉の介入を拒みました。歩くのもままならない様子で、服も着られておら

ず、とても一人で大丈夫なようには見えませんでした。福祉機関の人は、現状診断がついておらず、本人が拒絶している以上どうしようもない、粘り強く本人や家族と関係性を積み上げて進めていくしかないと言いました。結局、福祉を入れる具体的な話を詰めることはできませんでした。裁判には妹さんを情状証人として呼び、家族で本人との同居や、施設入所を検討している、と話してもらいました。

(3) できなかつた裁判

佐渡の裁判所の刑事法廷は2階にありますが、エレベーターがありません。書記官に本人が階段を上るのは難しそうだと伝えると、当日上れるか試し、無理だったら、1階の調停室で行うということになりました。情状証人として出廷予定の妹さんが前日から来てくれていました。私は、妹さんに連絡して明日階段を上れそうですかと尋ねました。妹さんは大丈夫です、頑張りますと言っていました。

次の日、妹さんから泣きながら電話がありました。兄が動けない、押しても引っ張ってもびくともしない、と言うのです。よく聞くと、昨日兄と階段を上る練習をしたら、そのまま2階から降りられなくなってしまったというでした。結局裁判所に行くことはできず、救急車で運ばれ、そのまま入院となりました。その後、認知症と診断を受け病院から施設に移り、公判停止となり、亡くなりました。

(4) 問題点

高齢の独居老人ということから、最初に連絡がつかなかったときに、もっと状況をおもんぱかるべきでした。裁判を受けるためバリアフリー環境を整備することは必須です。そのことを指摘し、最初から1階で行うよう意見するべきでした。妹さんに対する伝え方にも問題がありました。裁判所や弁護士の敷居の高さ、そこからの要請について、彼らがどう思うか考えが足りず、無理をさせてしまっていたのです。佐渡では、独居老人の初犯の刑事事件を多く受任しました。認知症の発症等により行動制御能力が低下し、刑事事件という形になるまで見過ごされてしまっていたのです。度々開かれる関係機関の会議ではどのように見守り体制を構築するかについて、話し合いが重ねられました。

5. 三河に異動して

2024年4月に法テラス三河に異動しました。三河は外国人の方が多く居住されている地域です。準拠法、在留資格など勉強しなければならないことが多いです。担当地域も広く、接見移動で往復2、3時間かかることもあります。

異動直後、元暴力団員の方の暴行事件を受任しました。組を除名されたショックで酒に溺れ、泥酔状態で起こした事件でした。示談に応じてもらはず、起訴されました。累犯のため懲役刑になれば実刑の事案でした。起訴後に被害者と示談が成立し、保釈が認められました。病院でアルコール依存症と診断を受け、通院治療を開始しました。裁判には、除名後交流するようになったお母さん、妹さんに情状証人として出廷してもらいました。

公判では罰金を主張したものの実刑となりました。訴訟費用も本人負担とされました。罰金が払えるアピールをしたこと、保釈金を支払ったことがあだとなつたようです。

実刑の可能性が高い以上、未決勾留日数を稼ぎ速やかに裁判を終わらせる選択もあったと思います。通院が刑期に影響したかも分かりません。この方針で良かったのだろうか、とも思いました。それでも今病院に行かなければアルコールの問題と向き合う機会が失われ、また再犯をしてしまうのではないか、と思いました。桜丘法律事務所での養成時代、神山啓史先生が言っていた「刑事事件にはどうやっても結果は同じ事件があるけど、手を抜くかどうかで再犯率は確実に変わる。弁護人の責任は重大だ。」という言葉がいつも心にあります。結果は重要ですが、結果だけでない部分を大事にしたいですし、それは養成時代に教えていただいた大切なことだと思っています。

どこにいても、一つ一つの事件に丁寧に取り組むという基本は変わらないのだと思います。これからも、手を抜かず自分なりに最善だと思う活動をしていきたいです。

NF



1



2

1 カンゾウの花と大野亀(佐渡市)

2 旧相川拘置支所(1954~1972年利用、佐渡市)